

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

証拠説明書(10)

(第6及び第7準備書面に関して)

平成25年10月1日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正明 外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A7	今夏の電力需給バランスの報告について	写	被告	H24.4.23	④	【第6準備書面第2第1項】 2012年4月23日に開かれた政府の需給検証委員会において、被告が報告した2012年夏の電力需給見通し。
A8	今夏(7・8月)の電力需給実績について	写	被告	H24.9.14	④	【第6準備書面第2第1項】 2012年夏も、最大需要電力日でも、50万kwの電力需給ギャップが生じ、予備率も9.4パーセントもあったこと、また、事前の電力需給見通しより、実際の予備率は大幅に高かったこと等需給面からも志賀原発が不要であること。
A9	原子力発電所を再起動しない場合の北陸電力管内の電力需給見通し	写	被告	H24.4.20	④	【第6準備書面第2第2項】 被告所有の火力発電所の設備容量は440万kw、被告所有の水力発電所の設備容量は190万kwあること、設備容量からして志賀原発がなくとも被告管内の電力需要に充分対応できること。
A10	運転情報(運転実績)	写	被告	H25.4	④	【第6準備書面第2第3項】

						志賀原発1号機は、平均67.1%、2号機は40.9%と低い利用率であること、志賀1号機については、平成19年度、平成20年度及び平成23年度以降、2号機については、平成19年度及び平成23年度以降停止していること等から、志賀原発が電力の安定供給を担ってこなかったこと。
A11	第88回定時株主総 会議事録	写	被告	H24.6.27	① ④	【第7準備書面第4第3項(2)】 被告の株主総会において、被告から、志賀原子力発電所の貯蔵施設が満杯になるのは1号機については約9年後、2号機については約16年後である旨の回答がなされたこと

B 157	コスト等検証委員会 報告書	写	エネルギー・環境会議 コスト等検証委員会	H23.12.19	④	<p>【第6準備書面第3第1項(1)】 コスト等検証委員会報告書は、「原子力発電については、そのリスクを踏まえると相当程度の社会的な費用が存在する」と結論付けており、被告が主張するような「原子力発電が他の発電方法と比べ発電コストが低廉である」などという確認は一切されていないこと（36頁、41～48頁、62頁、64頁）</p> <p>【第6準備書面第3第1項(2)】 原子力発電のコストがコスト等検証委員会報告書における試算よりも高騰する要因はいくつもあること（27～30頁、40～41頁、47頁）</p>
B 158	コスト等検証委員会 報告書 参考資料2「発電コスト試算一覧」	写	エネルギー・環境会議 コスト等検証委員会	H23.12.19	④	<p>【第6準備書面第3第1項(1)】 コスト等検証委員会報告書において、被告が主張するような「原子力発電が他の発電方法と比べ発電コストが低廉である」などという確認は一切されていないこと（1頁）</p>
B 159	原発のウソ（抄）	写	小出裕章	H23.6.1	④	<p>【第6準備書面第4第1項(1)】 日本広告審査機構が「今後は原子力発電の地球環境に及ぼす影響や安全性について十分な説明なしに、発電の際に二酸化炭素を出さないことだけを限定的に捉えて『クリーン』と表現すべきではないと考える」と裁定していること（117頁）</p> <p>【第6準備書面第4第1項(2)】 原子炉内で生み出された熱のうち電気になっているのは僅か3分の1程度であり、残りの3分の2の熱は、海水を温めて海に捨てられており、100万kWの発電所の場合、1秒間に70トンの海水の温度を7度上げる計算となること（118～119頁）</p>
B 160	原発も温暖化もない 未来を創る（抄）	写	平田仁子	H24.8.15	④	<p>【第6準備書面第4第2項】 ドイツでは、自然エネルギーによる発電量が増加し、2000年から10年間で約3倍となったこと（183頁）</p> <p>自然エネルギーが普及するまでの間は、二酸化炭素排出量が比較的少ないLNG火力による発電を増</p>

						加させることによってエネルギー需要を賄うことが十分に可能であること（181頁）
B 161	原子力教科書 放射性廃棄物の工学 (抄) ※A4版に縮小	写	長崎晋也 中山真一	H23.1.20	① ④	<p>【第7準備書面第2第3項】</p> <p>使用済核燃料そのものは、1トン当たり約$31.6 \times 10^{15} \text{Bq}$と大量の放射能を有していること（22～23頁）、ガラス固化体1本当たりに含まれる総放射エネルギーは約$2.28 \times 10^{16} \text{Bq}$であること（26頁）、運転中の100万kw級原子炉1基当たり年間約30トンであり、この使用済核燃料を再処理すると、ガラス固化体約30本に相当すること（133頁）</p> <p>【第7準備書面第4第1項(2)】</p> <p>高レベル放射性廃棄物の有する放射エネルギーが生物に実効的な害を及ぼさなくなるまでに減少するには、少なくとも10万年かかること（28頁）</p> <p>【第7準備書第4第2項(2)ウ(イ)】</p> <p>多重バリアシステムの構造等（133頁）</p>
B 162	原発は先の見えない 技術 『原発を終わらせる』(石橋克彦編 岩波新書) 所収	写	井野博満	H23.7.20	① ④	<p>【第7準備書第4第2項(2)ウ(イ)】</p> <p>オーバーパックは厚さ19cmで、1000年間放射能を密閉できる腐食代があるとされているが、1000年間密閉を維持することが可能という推論は、わずか1年間の腐食実験から導かれているにすぎないこと（94～95頁）</p>
B 163	回答 高レベル放射性廃棄物の処分について	写	日本学術会議	H24.9.11	① ④	<p>【第7準備書面第5】</p> <p>高レベル放射性廃棄物の処理に関するこれまでの政策枠組みが、各地で反対に遭い、行き詰まっているのは、説明の仕方の不十分さというレベルの要因に由来するのではなく、より根源的な次元の問題に由来すること等</p>